

陳 情 文 書 表

受理番号	30第8号	受理年月日	平成30年6月27日
陳情者	[REDACTED]		
件名	目黒区児童虐待防止条例の制定を求める陳情		

【陳情の趣旨】

議員各位の区政発展に向けましての日頃のご奮闘に心より感謝申し上げます。憲法第16条、請願法及び目黒区議会会議規則に則り、次の事項について陳情申し上げます。充実したご審議の後、ご採択を賜り、地方自治法第99条の規定により貴区議会において東京都知事・関係機関宛てに意見書を提出すると同時に、目黒区において東京都と連携した実際的な目黒区児童虐待防止条例の制定を早急に制定することをお願いいたします。

児童虐待事案の深刻化と相談件数の急激な増加等を背景に、平成12年11月、児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）が施行され、平成16年4月を皮切りに数次の改正がされました。

児童虐待防止法が施行されたことにより、児童虐待に対する社会的関心が高まり、虐待の通告・通報が急増し、その結果、虐待の早期発見・早期対応がよりスムーズになり、児童の保護・育成などの点で画期的な前進がみられてきています。

しかしながら家庭や地域における養育力の低下、核家族化等による子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、残念ながら、児童虐待の相談対応件数は年々増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加しています。

それらの証左となるかのごとく、目黒区では本年3月に女児を虐待死させられた悲しい事件が起きました。その結果、本来なら保護すべき立場であった保護者たちが逮捕される事案が発生しました。本件では、所管の品川児童相談所と警察が連携して速やかなる情報共有を活動していれば、最悪の事態になる前に防ぐことが可能だったと考えられます。具体的には、都の児童相談所が面会拒否された時点で放置せず、直ちに警察に連絡できたならば、警察官が家庭訪問して女児の状況を確認できていた可能性は明らかです。

現実的に児童相談所の人手や予算が足りない、権限がないという考え方もあります。しかしその状況を開拓するために目黒区議会議員の皆様方もまた、全力を尽くしていることは存じ上げております。ただ、いくら検討を重ねたところで

皆様の目の届かないところではあります。全力を尽くしたところで、より多くの方々との協力を得られなければ実際の成果にはつながりません。

そしてその成果を上げるためには、児童相談所が積極的に警察と連携しなければならなくなるように閉鎖的体質や組織風土を改善していく必要があります。

一度や二度の家庭訪問で「この案件は緊急性が低いから警察と連携しなくとも大丈夫」と児童相談所が軽視し、警察と情報共有しなかった事案で多くの子どもたちが虐待死に追い込まれている事実があります。

近年、都内では、江戸川区、葛飾区、足立区、西東京市、目黒区で虐待死事案が明らかになりました。この10年間で、都・市区町村が関与しながら虐待死させられた子どもは明らかになっているだけでも26人にも上り、全国では約150人の幼い命が筆舌に尽くし難い苦しみを本来、愛されるべき保護者等から受け、失われています。

これらの事案の多くは、児童相談所と警察が虐待情報を全件・無条件に共有し、連携・協力して活動すれば、子どもたちを救うことができた事例です。児童虐待は一つの機関で対応できるほど甘い問題ではなく、イギリス、アメリカをはじめ諸外国と同様、関係機関の密接な連携・協力が欠かせません。ところが、全国各地の児童相談所は、警察と情報共有せず案件を抱え込み、虐待死に至らしめた事件を多数、引き起こしてしまっています。

平成28年4月1日付け厚労省通達「児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について」を受け、都道府県、区市町村は警察との協定を締結していますが、都内では警視庁から児童相談所へ全て情報提供されているにもかかわらず、各児童相談所からは、児童相談所が重大と判断した案件とし、情報提供は一部に留まる運用となっており、いつどこで事案の抱え込みによる類似の悲劇が発生してもおかしくありません。

全都道府県が通達を受け速やかに警察と全件情報共有し連携して活動していたならば、目黒区の女児はじめ無念かつ無残な死を遂げた子どもたちの命を救うことができたはずです。これまでの反省に立って現在、高知県、茨城県、愛知県、兵庫県明石市は全件共有に踏み切っています。埼玉県、大阪府等でも知事のリーダーシップのもと、児童相談所と警察の全件情報共有が近々実現する見込みとなっています。

東京都においても、都知事は関係機関の情報共有を進める方針を示しておりますが、個人情報保護を優先しているためか全件・無条件の情報共有を明言せず、

都の福祉保健局長はこれに否定的な答弁に終始しています。

児童福祉法第1条は、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神に則り、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と国連子どもの権利条約を踏襲して、子どもの成長・発達の権利を明確にしています。

目黒区においても、平成17年12月には目黒区子ども条例を制定し「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念に基づいて子どもの権利が尊重され、子どもたちがいきいきと成長し、元気に過ごすことのできるまちの実現」を掲げています。

同法ならびに同条例の理念に則り、より積極的に子どもたちの健全な成長・発達を保障し、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化を進めることができます。

国や東京都における関係法令の整備を待つまでもなく、現行法制に則るだけで直ちに執り得る施策として、先進自治体と同様、児童相談所と警察が全件かつ無条件に情報共有を実施し、連携・協力してベストを尽くし子どもたちを虐待から守ることを明示した目黒区児童虐待防止条例を制定し、幼い命がみすみす奪われることのないような制度設計で国や東京都に対しての意思表明をすることが求められていると考えます。

よって以下の事案を進めることを検討したうえで、理念条例ではなく実際的に活用するため目黒区児童虐待防止条例を整備していただくことを強く求めます。

【陳情事項】

1 目黒区への陳情として求める内容

目黒区児童虐待防止条例の制定

2 東京都知事に意見書として求める内容

- (1) 児童相談所と警察との間の虐待事案の全件・無条件共有を求めていく
- (2) 転居・転入等による複数の自治体間をまたがる緊急性の高い虐待案件のケース移送事案についての通知後48時間以内の被虐待児童の現認
- (3) 児童相談所職員の大幅増員と専門職の加配置
- (4) 児童相談所と学校・教育委員会による該当児童・生徒の虐待事案全件共有
- (5) 各都道府県警察機関の把握する虐待事案の全件共有